

介護給付費の請求及び受領に関する届

年 月 日 提出

〇〇県国民健康保険団体連合会

開設者 住所

理事長 様

氏名

印

介護給付費の請求ならびに受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

事業所 番号										
法人 種別	☐ 01:社会福祉法人(社協以外) ☐ 02:社会福祉法人(社協) ☐ 03:医療法人 ☐ 04:民法法人(社団・財団) ☐ 05:営利法人 ☐ 06:非営利法人 ☐ 07:農協 ☐ 08:生協 ☐ 09:その他法人 ☐ 10:地方公共団体(都道府県) ☐ 11:地方公共団体(市町村) ☐ 12:地方公共団体 (広域連合・一部事務組合) ☐ 13:非法人 ☐ 99:その他									

付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ							
	名 称							
	所在地		(郵便番号 -) 県 郡市 -----					
	連絡先	電話番号			FAX 番号			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 条第 項第 号								
病院、診療所、薬局の別								
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)			
	氏名							
	生年月日							
従業者の職種・員数		医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	管理栄養士		
常勤（人）								
非常勤（人）								
主な揭示事項	営業日							
	営業時間							
	利用料		法定代理受領分（一割負担分）					
			法定代理受領分以外					
	その他の費用							
通常の事業実施地域								
添付書類		別添のとおり						

- | | |
|----|--|
| 備考 | <p>1 「受付番号」欄には、記入しないでください。</p> <p>2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。</p> <p>3 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。</p> <p>4 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所若しくは保険薬局が行うものについては、法第 71 条第 1 項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。</p> <p>5 「歯科衛生士」には、保健師、看護師、准看護師を含みます。</p> <p>6 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。</p> |
|----|--|

在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出書

保険薬局コード

受理番号

(届出事項)

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ます。

令和 年 月 日

保険薬局の所在地
及び名称
電話番号

開設者名

九州厚生局長 殿

生活保護法指定介護機関指定申請書(例)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(これらの規定につき中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定を申請します。

名	称									
所	在	地	〒()							
連	絡	先	Tel: () -			FAX: () -				
管		理		者		氏		名		
医		療		機		関		コード等		
施設又は実施する事業の種類			○印を 記入	事業等開始 (予定)年月日	既指定の 年月日	介護保険法の指定を受けている事業等				
						指定等年月日	介護保険事業者番号			
居 宅 介 護	訪問介護									
	訪問入浴介護									
	訪問看護									
	訪問リハビリテーション									
	居宅療養管理指導									
	通所介護									
	通所リハビリテーション									
	短期入所生活介護									
	短期入所療養介護									
	特定施設入所者生活介護									
	福祉用具貸与									
	夜間対応型訪問介護									
	認知症対応型通所介護									
	小規模多機能型居宅介護									
	認知症対応型共同生活介護									
	地域密着型特定施設入居者生活介護									
	居宅介護支援事業									
	施 設 介 護	地域密着型介護老人福祉施設								
		介護老人福祉施設								
		介護老人保健施設								
介護療養型医療施設										
特定福祉用具販売										
介 護 予 防	介護予防訪問介護									
	介護予防訪問入浴介護									
	介護予防訪問看護									
	介護予防訪問リハビリテーション									
	介護予防居宅療養管理指導									
	介護予防通所介護									
	介護予防通所リハビリテーション									
	介護予防短期入所生活介護									
	介護予防短期入所療養介護									
	介護予防特定施設入所者生活介護									
	介護予防福祉用具貸与									
	介護予防認知症対応型通所介護									
介護予防小規模多機能型居宅介護										
介護予防認知症対応型共同生活介護										
地域包括支援センター										
特定介護予防福祉用具販売										
職 員 配 置 の 状 況			※ 別 紙 に 記 載 の こ と							
利 用 定 員 等										
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額										

年 月 日

市 長 様

申請者

住 所

氏 名

T E L

〒()

() -

印

(別紙)

実施する事業等の種類		職 員 配 置 の 状 況				利 用 定 員 等(人)	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額	
		職 種	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
			専 従	兼 務	専 従	兼 務		
居	訪問介護	訪問介護員等						
	訪問入浴介護	看護職員 介護職員						
	訪問看護	看護職員 理学・作業療法士						
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法士						
	居宅療養管理指導	医師						
		歯科医師						
		薬剤師						
		歯科衛生士 管理栄養士						
	通所介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員						
		通所リハビリテーション	医師					
理学・作業療法士 看護職員 介護職員 支援相談員								
短期入所生活介護	医師							
	生活相談員 看護職員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員 その他							
	短期入所療養介護		医師					
		薬剤師 看護職員 介護職員 支援相談員 作業療法士 理学療法士 栄養士 精神保健福祉士等						
		特定施設入所者生活介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員 作成担当者					
			福祉用具貸与	専門相談員				
夜間対応型訪問介護			訪問介護員等					
認知症対応型通所介護			介護従事者 看護職員 介護支援専門員					
小規模多機能型居宅介護		看護職員 介護職員 介護支援専門員						
		認知症対応型共同生活介護	介護従事者 看護職員 介護支援専門員					
地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員 作成担当者							
	居宅介護支援事業		介護支援専門員					
	地域密着型介護老人福祉施設							
	介護老人福祉施設							
	施 設	介護老人保健施設	医師					
薬剤師								
看護職員								
介護職員								
理学療法士								
作業療法士								
栄養士								
支援相談員 介護支援専門員等								
介護療養型医療施設		医師						
		薬剤師						
	看護職員							
	介護職員							
	理学療法士							
	作業療法士							
	栄養士							
	精神保健福祉士 介護支援専門員等							
特定福祉用具販売		専門相談員						

(別紙)

実施する事業等の種類		職 員 配 置 の 状 況				利 用 定 員 等(人)	サービス費用基準額以外 に必要な利用料の額
		職 種	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)		
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	
介護予防	介護予防訪問介護	訪問介護員等					
	介護予防訪問入浴介護	看護職員					
		介護職員					
	介護予防訪問看護	看護職員					
	介護予防訪問リハビリテーション	理学・作業療法士					
		理学・作業療法士					
	介護予防居宅療養管理指導	医師					
		歯科医師					
		薬剤師					
		歯科衛生士					
		管理栄養士					
	介護予防通所介護	生活相談員					
		看護職員					
		介護職員					
		機能訓練指導員					
	介護予防通所リハビリテーション	医師					
		理学・作業療法士					
		看護職員					
		介護職員					
		支援相談員					
	介護予防短期入所生活介護	医師					
生活相談員							
看護職員							
介護職員							
栄養士							
機能訓練指導員							
その他							
介護予防短期入所療養介護	医師						
	薬剤師						
	看護職員						
	介護職員						
	支援相談員						
	作業療法士						
	理学療法士						
	栄養士						
	精神保健福祉士等						
介護予防特定施設入所者生活介護	生活相談員						
	看護職員						
	介護職員						
	機能訓練指導員						
介護予防福祉用具貸与	作成担当者						
	専門相談員						
介護予防認知症対応型通所介護	介護従事者						
	看護職員						
	介護支援専門員						
介護予防小規模多機能型居宅介護	看護職員						
	介護職員						
	介護支援専門員						
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従事者						
	看護職員						
	介護支援専門員						
地域包括支援センター		介護支援専門員					
特定介護予防福祉用具販売		専門相談員					